

軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証を、亡失日以降無効処分にしたので、公告する。

令和7年4月22日

静岡県知事 鈴木康友

1 免税軽油使用者証

業種	使用者証 番号	有効期間	免税軽油使用者の 所在地及び名称	交付した 事務所名	亡失 年月日
漁船	静岡県 第811434号	令和6年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	静岡県浜松市中央区 領家3丁目3-28 太田考則	浜松財務 事務所	令和7年 2月25日

2 免税証

種類	業種	記号番号	枚数	有効期間	免税証に記載さ れた販売業者の 所在地及び名称	交付した 事務所名	亡失 年月日
100 リットル 券	漁船	G84038008 から G84038016 まで	2	令和6年10月1日 から 令和7年3月31日 まで	静岡県湖西市 鷺津2528 ワシズマリーナ 株式会社	浜松財務 事務所	令和7年 2月25日